

注意事項

- 1 この書類は、変更があった日から10日以内に提出してください。
- 2 この書類は、指定を受けている施設又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所に提出してください。
ただし、札幌市、旭川市及び函館市を所在地とする施設等については、それぞれの市に対しそれぞれの市が定める様式により提出してください。
- 3 この書類は、事業所、開設者、管理者の住所(所在地)や氏名(名称)の変更など、指定申請書の記載事項に変更があった場合に提出してください。
ただし、事業所番号が変更された場合は、この書類ではなく、旧事業所番号での廃止届書を提出してください。

記載要領

- 1 「事業所の名称」「事業所の所在地」は、介護保険法による指定又は許可を受けた正式名称及び所在地を記載してください。
- 2 「事業所番号」は、介護保険法による10桁の番号を記載してください。
- 3 「事業の種類」は、事業の種類(訪問介護等)又は施設を記載してください。
- 4 「変更事項」は、変更があった事項について記載してください。
〔 開設法人の名称、主たる事務所の所在地、法人代表者の職氏名
事業所の名称、事業所の所在地、管理者の氏名・生年月日・住所 等 〕
- 5 「届出者(開設者)」については、届出者(開設者)が個人の場合は、氏名及び自宅住所を記載してください。
また、届出者(開設者)が法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名並びに主たる事務所の所在地を記載してください。